

愛媛県で適用する最低賃金一覧

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

※この表を職場に掲示してください。

◎ 地域別最低賃金

件 名	発効年月日	最低賃金額 1 時間	摘 要
愛媛県最低賃金	令和元年 10月1日	円 790	県内すべての労働者に適用されます。 〔 特定最低賃金から適用を除外された産業又は業務には、この最低賃金が適用されます。 〕

◎ 特 定 最 低 賃 金

			特定最低賃金に共通の適用除外 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
産 業 名	発効年月日	最低賃金額 1 時間	摘 要 (注1参照)
パルプ、紙製造業	令和元年 12月25日	円 921	適用除外 (1) 機械すき和紙製造業、手すき和紙製造業、内装用ライナー製造業、建材原紙製造業 (2) 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別又は検査の業務に主として従事する者 (3) 炊事、湯茶の給仕、守衛又は雑役の業務に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	令和元年 12月25日	円 927	適用除外 (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業 (2) バリ取り・溶接かす取り、洗浄、さび若しくは傷の防止のための塗装、検数、包装又は手作業による機械部品の組立ての業務に主として従事する者 (3) 中子の造型、卓上ボール盤による穴あけ又はプレスによる打抜きの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	令和元年 12月25日	円 892	適用除外 (1) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業 (2) 手作業による検数、選別、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務に主として従事する者 (3) 手作業により又は手工具若しくは小型手持電動工具を用いて行う磨き、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、曲げ又はバリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船用機関製造業	令和元年 12月25日	円 935	適用除外 (1) 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材(木ぎ装を除く。)の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務に主として従事する者 (2) 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務に主として従事する者
各種商品小売業	令和元年 12月25日	円 806	各種商品小売業とは、衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できないもの。 適用除外 倉庫番、レッテルはり、値札付け、包装又は袋詰め業務に主として従事する者

- (注) 1 特定最低賃金の適用を除外された産業又は業務には愛媛県最低賃金が適用されます。
 2 地域別最低賃金、特定最低賃金ともに、最低賃金額との比較にあたっては、①臨時に支払われる賃金、②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、④精皆動手当・通勤手当・家族手当は算入されません。
 3 派遣労働者については、派遣先の最低賃金が適用されます。

詳しくはこちらへお問い合わせください。 愛媛労働局 労働基準部 賃金室 ☎089-935-5205
 松山労働基準監督署 ☎089-917-5250 新居浜労働基準監督署 ☎0897-37-0151
 今治労働基準監督署 ☎0898-32-4560 八幡浜労働基準監督署 ☎0894-22-1750
 宇和島労働基準監督署 ☎0895-22-4655

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

最低賃金に関する特設サイト
<http://pc.saiteichingin.info/>

業務改善助成金

中小企業の生産性向上を支援します

助成金を活用した会社の生産性向上について



事業場内の最低賃金を 30 円以上引上げ、生産性の向上のための設備投資などを行った場合に、そのかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します。(千円未満切り捨て)

●2019 年度交付申請手続きの締切は令和 2 年 1 月 31 日 (金) です。

コース	助成率	引き上げる労働者数	助成の上限額	助成対象事業場
30円コース (800 円未満)	4/5 生産性要件を満たした 場合は 9/10 (※)	1～3人	50万円	事業場内最低賃金が800円未満 の事業場 かつ 事業場内最低賃金と地域別最低賃 金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
30円コース	3/4 生産性要件を満たした 場合は 4/5 (※)	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃 金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者 1 人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その 3 年前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

ホームページのご案内 詳しくは厚生労働省 HP をご参照下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienigyoyou/03.html

申請様式などは「各種様式」(Word) をダウンロードして活用ください。

お問合わせ

松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 6 階 愛媛労働局雇用環境・均等室 TEL089-935-5222

愛媛働き方改革推進支援センターのご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆様を支援します。
就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、
社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

相談窓口はこちら

【愛媛働き方改革推進支援センター】

住 所：松山市大手町二丁目5-7

電 話：0120-005-262 (通話無料)

受付時間：9:00～17:00 (土・日・祝日を除く)

E-mail : hataraki1@csc-ehime.jp

* ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。

* 出張相談会・セミナーも開催していますのでご利用ください。

働き方改革関連法により労働法制は大きく変わりました！

- 時間外労働の上限規制について知りたい
- 同一労働同一賃金とはどのようなものか知りたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 年次有給休暇の使用者時季指定について知りたい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金がわからない 等

どうぞお気軽に
ご相談ください。